

鳥取砂丘キャンプ場（仮称）運営事業に関する公募型プロポーザルの質問と回答（第1回）

番号	ページ	質問項目	質問内容	回答内容
1		3 施設の管理費等	3 施設の年間の管理費等が知りたい。	3 施設の年間（令和2年度）の管理費等は次のとおりです。 ・サイクリングターミナル 約1,715万円 ・柳茶屋キャンプ場 約170万円 ・こどもの国キャンプ場 約210万円
2	募集要 項本編 P3	11 禁止行為 ② 転貸について	完全に禁止かどうか知りたい。 ・サイクリングターミナルの活用を、当面、今のままで行いたい、期間中に改装も含め、検討したい。 ・契約途中で自社他社を問わず活用方法を検討したいが、現状の運営を続ける中で可能かどうか知りたい。	事業者と県または市が締結する公有財産無償貸付契約では、権利譲渡等の禁止行為として、乙（事業者）は、甲（県または市）の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸してはならないとしており、完全に禁止するものではありません。 しかしながら、これらの規定は、採択した提案内容を、後に大きく変更することを予め容認する趣旨のものではありませんので、事業者におかれては、提案時の長期的な視点での計画立案と、提案内容の履行に努めるよう心掛けてください。
3	募集要 項本編 P17	(3) 柳茶屋キャンプ場について ② 留意点	樹木はどこまで伐採することが可能かどうか知りたい。	柳茶屋キャンプ場等は、鳥取砂丘集団施設地区の第9整備計画区に所在し、取扱方針で「自然に親しむ拠点として、クロマツ林を活かしたフリーテントサイトを主体とした野営場等を整備すること。」が定められています。このため、樹木の伐採はクロマツの林間のキャンプ場の雰囲気を持て維持できる範囲で認められることとなります。